

# 施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

## 施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和7年度の主な取組

#### ① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にできる心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議(5月15日開催:64名参加、8月20日開催:99名参加)や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施しています。【再掲】
- ・弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。
- ・「STOP!いじめ」ポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行っています。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行っています。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントを含むソーシャルスキルに係る研修を行い、各学校での取組につなげています。また、取組事例を市町教育委員会にも共有します。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対し、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、応募動画を「STOP!いじめ」ポータルサイトに掲載しています。コンテストには16校の応募がありました。

#### ② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知しています。
- ・多様化・複雑化するいじめの問題から子どもたちを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、子どもたちが安心して相談できる体制の充実を図っています。
- ・いじめをはじめとする、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、電話相談や、多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しています。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施しています。

#### ③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めています。

#### ④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について、児童生徒、教職員、保護者等が理解を深めるための動画教材や資料を作成する取組を進めています。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を小中学校6会場、高校1会場にて実施しています。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言しており、12月時点で11校に46回の派遣を行っています。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組んでいます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施しました。専門研修では、いじめを生まない学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施しました。
- ・学校の対応と保護者の思いに乖離があるなど、子どもたちの育成に向けた保護者との連携がうまくいかない事案に対し、弁護士等が第三者的立場で合意形成を図る学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)の導入に向けた取組を進めています。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合						①	
—	60.0%	70.0%	94.0%	97.0%	—	100%	—
—	88.2%	88.5%	88.1%	—	—	—	—
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0%	小学生 99.2% 中学生 99.5% 高校生 98.5%	—	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	—
小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0%	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 95.1% 中学生 97.4% 高校生 92.0%	—	—	—	—
いじめの認知件数に対して解消したものの割合						②③④	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
94.9% (2年度)	92.1%	96.3%	94.6%	—	—	—	—

### 3. 令和8年度の課題と取組方向

#### 基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

#### ① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にす心や、他者への思いやりを育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修に取り組みます。【再掲】
- ・弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。
- ・「STOP！いじめ」ポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行います。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントを含むソーシャルスキルに係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、取組事例を市町教育委員会にも共有します。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校による、「いじめ防止」をテーマにした動画を募集し、応募動画を「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載します。

#### ② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・多様化・複雑化するいじめの問題から子どもたちを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、引き続き子どもたちが安心して相談できる体制の充実に努めます。
- ・いじめや教職員による性暴力、体罰等、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施していきます。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを引き続き実施します。

#### ③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めていきます。

#### ④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・学校の対応と保護者の思いに乖離があるなど、子どもたちの育成に向けた保護者との連携がうまくいかない事案に対し、学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による代理対応により、学校と保護者の信頼関係を再構築するなどの学校の支援を行います。
- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を活用し、児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」の理解を深める取組を進めます。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、引き続き弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、引き続き学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。

・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施します。専門研修では、いじめを予防する学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修の実施に向けて取り組みます。

#### 4. 主な事業

- 《(1) いじめをなくす取組の推進》
- 《(2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実》
- 《(3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進》
- 《(4) 教職員の資質向上と支援体制の充実》

##### ①(一部新)いじめ対策推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R7) 28,139千円 → (R8) 27,972千円

事業概要:子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者との連携が円滑に進まない事案に対し、学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による代理対応により、学校の支援を行います。児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」に対する理解を深めるため、動画教材を活用した取組を進めます。小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につなげられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用しいじめ予防授業を実施します。保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、県立学校にいじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策等の助言を行ういじめ対策アドバイザーを派遣します。また、いじめ対応情報管理システムを活用し、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。

##### ②スクールカウンセラー等活用事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R7) 505,485千円 → (R8) 527,742千円

事業概要:いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と県立学校に引き続き配置します。